

# 岐阜県公報

号外 (一) 令和三年十月十三日

目 次

警 察 告 示

職員の免職处分

警 察 告 示

(警務課)

ページ

岐阜県警察告示第二号

職員の免職处分に関する、岐阜県職員の分限に関する条例施行規則（昭和二十九年岐阜県人事委員会規則第四号）第四条第一項ただし書の規定による送達をすることができないもので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和三年十月十三日

岐阜県警察本部長 加 藤 伸 宏

氏 名 北村 久秀  
現 職 岐阜県警部補 各務原警察署  
発 令 事 項 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項第三号の規定により免職する。  
発 令 年 月 日 令和三年十月十三日  
任 命 権 者 岐阜県警察本部長

令和三年十月十三日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社